

(別添2)

○ 災害その他の特別な事情により自立支援医療に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等に係る自立支援医療費の取扱い等について（平成18年3月31日障発第0331006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発第0331006号 平成18年3月31日 <u>一部改正 障発0426第7号</u> <u>平成25年4月26日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>災害その他の特別な事情により自立支援医療に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等に係る自立支援医療費の取扱い等について</p> <p>(略)</p> <p>別 添</p> <p>第一 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「支給認定基準世帯員」とは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成十八年政令第十号。以下「令」という。） 第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p style="text-align: right;">障発第0331006号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>災害その他の特別な事情により自立支援医療に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等に係る自立支援医療費の取扱い等について</p> <p>(略)</p> <p>別 添</p> <p>第一 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「支給認定基準世帯員」とは、<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二 (略)</p>